第６章　平素からの備え

第１節　体制等の構築

○　武力攻撃事態等に応じて、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な組織・体制を整備する。

○　多様な状況や条件にある人々が、情報の内容を迅速かつ正確に理解し、行動できるような情報伝達手段を確保する。

１　平素における業務

○　平素における国民保護に関する業務は、各局がその所掌に従って分担して行い、総務局が統括する。

○　総務局は、体制整備等の進捗を管理するとともに、各局間の調整、国民保護に関する企画・立案等を行う。

【別紙 27】各局等が平素に行う業務

２　平時における危機情報の収集等

○　都は、総合防災部において、常に危機の兆候や情報を収集・分析し、必要な警戒対応を行う。

（１）危機情報の収集及び共有

○　都は、国や区市町村、警察・消防等と連携し、常にテロの兆候など危機情報の把握に努める。

　また、海外におけるテロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても可能な限り収集・分析し、警戒対応やテロへの対応力の強化に生かす。

○　都は、テロ等の危機情報を把握した場合、速やかに危機管理監に伝達できるように、総務局と各局間及び各部局内の情報連絡体制を確立する。

○　都は、危機管理対策会議等を通じて、危機情報等を全庁的に共有する。

（２）警戒対応

○　都は、「東京都大規模テロ等対処要領」に基づき、Ｎ（核物質）、Ｂ（生物剤）、Ｃ（化学剤）など、テロ等の類型に応じた対処要領の運用を図る。

○　都は、都庁舎や都が管理するライフライン等施設（地下鉄、水道、港湾等）及び大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設等）等に関して、適切な警戒対応と発生時における迅速・的確な対処を確保する観点から、テロ等への対処マニュアルを整備(*)するなど、危機管理体制を強化する。

　対処マニュアルの整備に当たっては、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導などの初動対応を重視する。

○　都は、テロ等の危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに関連する施設に対して警戒対応の強化を要請するとともに、東京都管理施設テロリズム等警戒対応基準（平成 18 年決定）に基づき、自ら管理する施設の警戒を行う。

○　これらの対応に当たっては、危機管理対策会議や東京都テロ等対策連絡調整会議（平成 26 年８月設置）等を通じて、全庁横断的な連絡調整等を図る。

(*) 既存の危機管理マニュアルの修正又は新たな整備

３　初動体制の構築

≪基本的考え方≫

○　武力攻撃事態等に応じた初動体制を構築するとともに、夜間・休日にも職員を配置するなど、24 時間即応可能な体制を整備する。

○　国による事態認定前に武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合は、災害対策基本法など既存の法制を活用し、柔軟に対応する。

（１）初動体制

○　政府による事態認定及び本部設置指定の前後、危機の状況等に応じて、全庁的な初動体制を次のとおり構築する。

①　政府による事態認定前又は事態認定に至らない場合

○　都は、災害対策の仕組みを活用して初動体制を構築する（「東京都地域防災計画・大規模事故編」）。

体制	状況
災害即応対策本部	○　次のいずれかに該当し知事が必要と認めたとき。 ・　大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき。 ・　局地的な災害発生のおそれがあるとき。
災害対策本部	○　突発的な事案が発生するなどにより、その被害が災害対策基本法上の災害に該当するとき。

②　政府による事態認定及び都に対する対策本部設置指定が行われた場合

○　知事は、政府による武力攻撃事態等の認定が行われ、都に対して、国民保護法に基づく対策本部の設置指定が行われた場合、都対策本部（国民保護又は緊急対処事態）を設置し対処する。

○　知事は、上記①により災害対策本部を設置している場合、直ちに国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部に移行し、災害対策本部を廃止する。
　この場合、災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

○　上記の体制に対応する職員配備態勢は、次のとおりである。

体制		職員配備態勢
事態認定無	－	情報連絡態勢
	災害即応対策本部	災害即応態勢
	災害対策本部	非常配備態勢
事態認定有	国民保護対策本部又は 緊急対処事態対策本部	

（２）24 時間即応可能な体制の確保

○　都は、夜間及び休日においても事態に即応可能な体制を確保するため、夜間防災連絡室において情報収集・連絡等の業務を行うとともに、災害対策職員住宅入居職員が、直ちに参集できる体制を確保する。

①　夜間防災連絡室における情報収集・連絡

○　夜間防災連絡室における夜間防災連絡員は、国民保護に関して、次の業務を行う。

- 武力攻撃災害等に関する情報収集
- その他危機管理に関する情報収集及び資料作成
- 総合防災部職員及び各局防災主管課職員等への情報連絡
- 災害対策職員住宅に入居する職員に対する参集連絡
- 上記のほか、特に総合防災部長が指示する業務

②　災害対策職員住宅入居職員の参集

○　災害対策職員住宅入居職員は、夜間及び休日等に警報の発令、避難措置の指示等があった場合は、夜間防災連絡室からの参集連絡等に基づき、直ちに東京都防災センター又は立川地域防災センターに参集する。

○　災害対策職員住宅に入居する総合防災部職員は、上記のほか、夜間及び休日等に都対策本部の設置の指示があった場合等も参集する。

（３）職員への連絡手段の確保

○　各局は、全職員に対する電話連絡網を整備するなど、非常時における連絡体制を確保する。

○　特に、危機管理監、危機管理副監、総合防災部管理職、災害対策職員住宅に入居する総合防災部職員は、常時、閉域ＬＴＥ端末を携行することにより、電話・メール等による連絡手段を確保する。

（４）知事等が連絡不能等により指揮をとれない場合の代理

名称	代替職員（第１順位）	代替職員（第２順位）	代替職員（第３順位）
知　　事	副知事（職務代理順序による。）		
局　　長	次長、技監又は総務部長（各局においてあらかじめ定める。）	（各局においてあらかじめ定める。）	

（５）警視庁・東京消防庁の初動体制

○　警視庁及び東京消防庁は、事態に応じて迅速に初動体制を確保できるように、必要な体制整備を行う。

４　通信連絡体制の整備

≪基本的考え方≫

○　都は、武力攻撃事態等における通信連絡のため、防災計画で整備された通信連絡体制を活用する。

また、武力攻撃事態等における通信機能を確保する観点から、通信連絡手段の多様化や必要な機器の整備・充実を図る。

（１）通信連絡系統

【別紙５】通信連絡系統図

（２）通信連絡手段・システム等

○　国、区市町村、都出先機関、警視庁、東京消防庁、ライフライン機関の各防災機関及び他道府県との通信連絡には、防災計画で整備された、次に掲げる通信連絡手段及びシステムを活用する。

①　国の防災機関

- 緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ－Ｎｅｔ）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、中央防災無線、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク
- 東京都防災行政無線又は東京都災害情報システム（一部の指定地方行政機関）

②　区市町村、都出先機関、警視庁、東京消防庁、ライフライン機関等

・　東京都防災行政無線（固定系、移動系、衛星系）及び都各部局保有の無線
・　東京都災害情報システム
・　画像伝送システム（テレビ会議）

③　他道府県

・　消防防災無線、水防道路無線、地域衛星通信ネットワーク

（３）通信連絡体制の整備

○　都は、上記の通信連絡手段、システムのほか、次のような手段により通信連絡手段の多重化を図る。

・　固定電話、携帯電話（衛星携帯含む。）等の事業者回線及びインターネット回線の利用
・　電気通信設備（電話、電報、携帯電話）の優先利用の確保
・　非常無線通信（電波法第 52 条第４号）の利用
・　防災相互通信用無線の利用
・　アマチュア無線団体との協定の締結による民間協力の確保

○　都は、国民保護計画における関係機関に関して、防災行政無線など必要な機器等の整備、充実を図る。

○　都対策本部及び都各部局は、防災計画に準じて通信連絡責任者を選任するとともに、夜間・休日を含めて、区市町村等の関係機関と、常時、通信連絡が開始できる体制を整える。

○　都は、通信連絡のための機器やシステム、体制等整備するに当たっては、「非常通信協議会」(*)との連携に十分配慮する。

○　都は、武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信設備を定期的に保守・整備する。

（４）通信連絡訓練

○　都は、武力攻撃災害による通信輻輳及び途絶、非常用電源の利用などを想定した関係機関との情報連絡、地域住民への情報の伝達、避難先施設との通信の確保など、実践的な通信訓練を実施する。

○　都は、訓練終了後にその実施結果について評価を行い、必要に応じて、通信連

(*) 自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的とし、総務省を中心として関係省庁や電気通信事業者等で構成する。

絡体制の改善を行う。

５　住民等への警報・避難の指示等の伝達の仕組みの整備

≪基本的考え方≫

○　国民に情報を提供するに当たっては、あらゆる手段を活用して、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

○　防災行政無線や広報車両、電話・ＦＡＸ、テレビ・ラジオにとどまらず、ホームページ、Ｘ（旧 Twitter）及びアプリ等をはじめ多様な手段を活用し、警報や避難の指示等を迅速・的確に伝達するための仕組みや協力関係を構築する。

（１）警報等の通知先等の把握

①　警報等の通知先

○　都は、警報等の通知先となる「区市町村」、「指定地方公共機関」等の連絡先、連絡方法等をあらかじめ把握し、速やかに利用できるように管理する。

②　警報等の伝達

○　都は、警報等の伝達先となる、都管理の「学校」「病院」「駅」「空港」「大規模集客施設」等の連絡先、連絡方法等をあらかじめ把握し、速やかに利用できるように管理する。

（２）大規模集客施設等への伝達体制の確保

○　都は、突発的な事態において、大規模集客施設や地下街等多様な状況にある人々への迅速・正確な情報提供が極めて重要であることを考慮し、施設管理者を通じてこれらの人々に情報伝達するための体制を整備するとともに、連絡先（施設管理者等）を把握する。

なお、区市町村においても、都に準じて情報伝達体制を整備するとともに、連絡先の把握を行うものとする。

○　都及び東京消防庁は、区市町村等の関係機関の協力を得て、大規模集客施設の管理者等に対して、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導体制の整備等を指導・助言する。

○　都は、区市町村が、大規模集客施設や繁華街等を往来する人々への情報伝達

を速やかに行えるように、防災行政無線や広報車両等の方法による情報伝達体制の強化に協力する。

（３）多様なメディアの活用

○　都は、都内の多様な状況や条件にある人々に迅速・的確に情報を伝達するため、放送事業者や電気通信事業者に協力を依頼するなどして、インターネットをはじめ多様な手段を活用する。

≪例≫

- 携帯電話等の自動起動機能の活用
- 都のホームページへの警報や避難の指示等の即時掲示
- 都内各所に設置されている電光掲示板の活用
- 公共交通機関の駅等における情報提供

○　活用に当たっては、国における整備の動向を踏まえるとともに、大規模自然災害における情報伝達の仕組みの拡充・強化と連動させるように留意する。

（４）放送事業者との協力

○　都は、テレビやラジオの情報伝達効果の大きさを踏まえ、法に基づく「警報、避難の指示、緊急通報」以外についても、住民への緊急の情報伝達に際して、放送事業者の協力が重要であることに鑑み、平素から都からの情報の内容や提供方法等について放送事業者と協議し、意思疎通を図るなど、必要な備えを行う。

≪緊急を要する情報（例示）≫

- 退避の指示
- 警戒区域の設定
- 安否情報の提供　等

○　なお、協議に当たっては、報道の自由を侵すことがないように十分に配慮する。

６　情報収集・報告、提供体制の整備

≪基本的考え方≫

○　都は、武力攻撃事態等において、被災情報、安否情報等を収集・整理し、関係機関及び住民に迅速・的確に提供するための体制を整備する。

（１）被災情報の収集・報告に必要な体制の整備

①　情報収集・報告体制の整備

○　都の被災情報の収集・報告系統は、防災計画に準じ、別紙６「被災情報の収集・報告系統」のとおりとする。

○　都は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制を整備する。

○　都は、区市町村に対し、被災情報を速やかに報告するように周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を速やかに都に報告するように周知する。

②　収集・報告すべき情報

ア　武力攻撃災害の発生日時・場所
イ　発生した武力攻撃災害の概要
ウ　人的・物的被害状況
　(ｱ) 区市町村ごとの死者、行方不明者、負傷者
　(ｲ) 住宅被害
　(ｳ) その他必要な事項
エ　可能な場合、区市町村ごとの死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

③　警視庁及び東京消防庁における情報収集

○　警視庁及び東京消防庁は、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等、その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

（２）安否情報の収集・提供に必要な体制の整備

【別紙 18】安否情報の収集・提供の概要

①　収集する安否情報

○　都は、区市町村に協力して避難住民及び武力攻撃災害で死傷した住民の生死、所在等の安否情報を収集する。

【別紙 18】安否情報の収集・提供の概要≪収集する安否情報≫

②　都及び区市町村の役割分担

○　都及び区市町村は、次のような役割分担により、安否情報の収集・提供を行うものとする。

○　安否情報の収集は、住民に関する情報を有する区市町村が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応する。
- 都 …… 都管理の避難施設、都の施設（学校・病院等）
  警視庁、東京消防庁等
- 区市町村 … 区市町村管理の避難施設
  区市町村の施設（学校等）
  区域内の大規模事業所、医療機関、諸学校
  警察署、消防署等

○　住民等からの照会に対しては、都、区市町村それぞれが、共有する安否情報に基づき回答するものとする。

③　安否情報の収集・提供体制の整備

○　都は、区市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を整理し、住民等からの照会に応じて的確に提供できるよう、都における安否情報の収集・整理・回答を一元的に行うための体制・窓口を整備する。
　また、あらかじめ当該窓口の収集・整理・回答責任者を定める。

○　都は、安否情報の収集・提供を求める可能性のある、都の施設（学校・病院等）等をあらかじめ把握するとともに、当該施設における収集・報告部署、責任者を定める。

○　都は、都対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告様式、報告先等を関係施設の管理者等に周知する。

○　都は、円滑な安否情報の収集・提供のため、あらかじめ、区市町村と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

○　都は、都県境を越えて通勤・通学等をする者の安否情報の提供を円滑に行うため、近隣県とあらかじめ安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を

共有するなど、相互の協力体制を確保する。

○　都は、都及び区市町村が避難所等で大勢の避難住民等の安否情報を速やかに把握できるように、住民等による氏名等の申告やそれらの集約方法等について検討する。

また、避難時に氏名や身分を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう、区市町村を通じて住民に周知する。

７　広報体制の整備

（１）警報、避難の指示、緊急通報の放送に関する準備

○　都は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が、警報、避難の指示、緊急通報等の放送を円滑に行えるように、放送機関への連絡責任者を定め、連絡先、連絡方法等を把握しておく。

（２）都対策本部における広報体制の整備

○　都は、都対策本部において、被害情報等の広報を適時・的確に行えるように、「広報事項」、「方法」、「タイミング」、「広報文例」などをあらかじめ整理しておく。

８　研修・訓練の実施

≪基本的考え方≫

○　都は、職員等が、国民保護措置の実施に必要な知識を習得できるように研修の実施に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

○　都は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めるものとする。

○　都は、訓練の結果を適正に評価し、計画・マニュアル等の充実・強化に資する。

（１）研修

○　都は、国民保護を担当する職員を育成するため、職員研修所等において、国民保護の実施に必要な知識に関し必要な研修を実施するとともに、国の研修機関の研修課程を有効に活用するなど、職員の研修機会を確保する。

○　都は、区市町村と連携し、消防団員や自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修を行うとともに、国が作成するビデオ教材やｅ－ラーニングを活用するなど、多様な方法により研修を行う。

○　都は、職員等の研修の実施に当たっては、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警視庁、東京消防庁、海上保安庁等の職員、学識経験者、危機管理の研究者等を講師に招くなど、外部の人材を積極的に活用する。

（２）訓練

①　計画的な訓練の実施

○　都は、職員の武力攻撃事態等における対処能力の向上を図るため、あらかじめ訓練体系を整えた上で、計画的に訓練を実施する。

≪必要な訓練≫

- 都国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の参集、対策本部設置・運営に関する訓練
- 警報、避難の指示などの通知・伝達に関する訓練
- 避難誘導及び救助に関する訓練（高齢者、障害者にも留意）
- 弾道ミサイルを想定した訓練（全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）発出時の避難行動、初動体制の構築）
- テロ等の突発的な事態発生に伴う対処に関する訓練

○　訓練を計画するに当たっては、実動訓練、図上訓練、様々な情報伝達手段等の手法を組み合わせ、様々な場所や想定で行うなど、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練となるように留意する。

○　訓練の実施に当たっては、ＮＢＣ災害訓練や弾道ミサイルを想定した訓練などを通じて得たノウハウを活用するとともに、自衛隊、海上保安庁、警視庁及び東京消防庁等と連携・協力し、効果的な訓練を実施する。
　また、区市町村や国、他の道府県等関係機関と共同した訓練の実施に努める。

○　国民保護と防災との間で相互に応用が可能な事項については、有機的に連携させる。

②　住民や事業者等の訓練参加等

○　都は、広く住民や事業者等に訓練への参加を呼びかけるとともに、訓練の開催時期、場所等について、住民や事業者等の参加が容易となるように配慮する。

○　訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

○　都及び東京消防庁は、区市町村と協力し、大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設等）、学校、病院、空港、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達や避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。

③　訓練時の通行制限

○　警視庁は、必要に応じ、標識の設置、警察官の指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。

○　警視庁は、交通規制に当たっては、道路管理者等の関係機関との密接な連携を確保する。

④　訓練結果の計画への反映

○　訓練の結果については、参加者等から意見を聴取するなど客観的な評価を行い、教訓や課題を明らかにした上で、国民保護計画の見直しやマニュアル等の整備に反映させる。

９　関係機関との連携体制

○　国、他の道府県、区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と連携協力して国民保護措置を実施するため、災害対策のための連携体制に準じて、あらかじめその連携協力体制を構築する。

（１）国の機関との連携

①　指定行政機関

○　都は、国民保護措置の実施要請等が円滑に行えるよう、指定行政機関と必要な連携協力体制を整備する。特に、国との連絡調整の主たる窓口である総務省消防庁や国民保護を主管する内閣官房と緊密な連携協力体制を構築する。

②　指定地方行政機関

○　都は、その区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携協力体制を構築する。

③　自衛隊

○　都は、自衛隊の部隊等の派遣を受けて国民保護措置を円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を確保する。

特に、これまで災害対策への対応や訓練で連携してきた、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊との連携体制を国民保護措置の実施においても構築する。

④　首都防衛と住民避難との錯綜の防止

○　都は、首都防衛のため都内に防衛力が集中した場合に、道路等の利用に関して防衛行動と住民避難等の国民保護措置との錯綜（そう）を避ける観点から、国との連携強化を図る。

特に、次の事項の実施に努める。

・　「国民保護措置を円滑に実施するための内閣総理大臣と都知事とのホットラインの確保」、「国の対策本部に対する連絡職員の派遣」など、武力攻撃事態等に際して国と都の緊密な連携の下対処するための体制整備

・　武力攻撃事態等における特定公共施設等（*）の利用に関する調査・検討

（*）特定公共施設等とは、港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。

（２）他の道府県との連携

①　広域応援体制の整備

○　都は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに救援等を実施するための広域応援体制を構築する。

○　このため、都は、防災のために締結されている相互応援協定等の内容の見直し、又は新たな協定の締結を行う。

②　九都県市における相互応援体制の整備

○　首都圏を構成する九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市）は、行政区域を越えて、全体で一つの生活圏、経済圏を形成している観点から、都県域を越える通勤・通学者の避難などについて、相互の連携・協力体制を整備するものとする。

③　関西広域連合と九都県市における相互応援体制の整備

○　平成 26 年３月に締結した関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市）との相互応援に関する協定に基づき、関西広域連合と九都県市との間で、発災時において相互に必要な応援を行う。

④　関東地方知事会における相互応援体制の整備

○　関東地方知事会を組織する１都９県（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下「都県」という。））において締結している協定に基づき、被災都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、発災時に相互に救援協力する。

⑤　近隣県との情報共有体制の整備

○　広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、近接する埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県及び静岡県との間で基本的考え方の共有を図る。

○　特に、生物剤による攻撃にあっては、都の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、都健康安全研究センター等の機関は、上記の近接する県との間で緊密な情報の共有を図るための連絡体制を構築する。

⑥　他の県への事務委託

○　都は、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県及び静岡県に対し、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、情報交換を行う。(*)

⑦　警察災害派遣隊の充実・強化

○　警視庁は、他の道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する教育訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。

⑧　緊急消防援助隊の充実・強化

○　東京消防庁は、都内の他の消防本部と連携して、緊急消防援助隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する教育訓練を実施するとともに、出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。

　また、都は、緊急消防援助隊の応援を受ける場合に備え、受援に関する計画に基づき活動する。

（３）区市町村との連携

①　連絡調整の場の確保

○　都は、各区市町村との緊密な連携を図るため、平素から定期的な連絡調整の場を確保する。

○　特に、避難の指示と避難誘導、物資の確保、避難所の運営、安否情報の収集・提供など、国民保護措置の実施に当たり特段の連携協力が求められる分野について、平素から十分な調整を行うものとする。

②　都と区市町村の役割分担

○　都は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供など、都と区市町村が適切に役割分担することで的確・迅速な対応をなし得る措置については、防災計画における役割分担を基本として、区市町村と協議し、役割分担を明らかにするものとする（241 ページ「４　都と区市町村間における役割分担」参照）。

③　区市町村長が行うべき事務の代行

○　知事は、区市町村長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を区市町村長

(*) 都内で相当な武力攻撃災害が発生し、一定地域の国民保護措置を十分に実施できない状況に陥った場合などが想定される。

に代わって行う場合に備え、必要な調整を行う。(*)

④　区市町村計画の作成・変更における協議

○　都は、区市町村国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と区市町村が行う国民保護措置との整合性を確保する。

⑤　区市町村間の連携の確保

○　都は、近接する区市町村が相互の国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることや、防災のために締結されている区市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、区市町村相互の国民保護措置の整合性を確保する。

○　特に、都内では区市町村の区域を越えて都市や生活圏域が広がり、ひとたび武力攻撃等が発生すると複数の区域に影響が及ぶ可能性が高いことを考慮し、各区市町村が行う避難・救援等の措置が整合したものとなるように、必要な調整を図るものとする。

⑥　消防の連携

○　東京消防庁は、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、消火、救助・救急等の活動を行うほか、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、区市町村と緊密な連携を図る。

⑦　消防団の充実・活性化の推進

○　都及び東京消防庁は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことを考慮し、区市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

○　また、都は、区市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団が参加できるよう配慮する。

（４）指定公共機関、指定地方公共機関等との連携

①　指定公共機関等との意見交換

○　都は、指定公共機関等と緊密な連携を図るため、平素から必要な意見交換を行うための機会を確保する。

(*) 武力攻撃災害の発生により、区市町村の施設の大部分が損壊し、主要職員が負傷するなど、区市町村がその機能をほとんど果たし得なくなった場合などが想定される。

○　都は、指定公共機関等との連携を的確に行うため、連絡先に係る情報が最新のものとなるよう、定期的に更新を行う。

○　都は、指定公共機関等や事業所における国民保護に関する取組を支援するとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携、協力関係の確保に努める。

②　業務計画作成・変更に当たっての助言

○　都は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行う。

③　指定公共機関等（*）との協定の締結

○　都は、指定公共機関等から物資や資材の供給等について必要な協力が得られるよう、防災に準じた連携体制の整備を図る。

（５）米軍との連携

○　特に、横田基地が住宅地域と隣接し、714ha もの広大な面積を占めることを考慮し、次のような連携を図るため、平素から協議を行うよう努める。

- 平素、事態発生を通じた、都と基地との連絡調整窓口の設置
- 基地内の米軍関係者や日本人従業員に対する警報等の伝達、避難誘導
- 事態発生時における情報交換（基地からの情報提供を含む。）
- 住民避難に関して、緊急の対応が必要な場合における基地内通行

米軍基地所在都道府県における米軍と調整する必要がある事項については、「米軍施設・区域の周辺地域における住民の避難について」（平成18年９月21日付閣副安危第300号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、必要な整理を行う。

○　また、上記のほか避難、救援について意見交換を行うよう努める。

（６）自主防災組織、ボランティア団体等との連携

①　自主防災組織に対する支援

○　都は、自主防災組織のリーダーに対する研修等を通じて、自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互及び自主防災組織や消防団等の連携が図られるよう配慮する。

（*）放送事業者を除く。

○　東京消防庁は、都及び区市町村が行う自主防災組織に対する指導、訓練に協力し、火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

○　都及び区市町村は、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための資材の充実を検討するものとする。

②　事業所に対する支援

○　都は、関係機関と協力し、超高層事業所ビルや大規模オフィス等の施設管理者に対して、平素における警戒や事態発生時の避難誘導などの危機管理の強化について、指導・助言を行う。

○　都は、オフィス街などの事業者が地域を単位として取り組む危機管理や自主防災に対して、避難・救援等の訓練を共同で行うなどにより支援するとともに、新たな地域での取組拡大を促す。

○　東京消防庁は、事業所の施設管理者及び事業者に対して、火災や地震等のための既存のマニュアル等を参考に、避難誘導のための計画等の作成などを指導する。

③　ボランティア団体等に対する支援

○　都は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等と連携し、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

（７）大学や研究機関等との協力関係の構築

○　都は、ＮＢＣ攻撃やテロ等への対処を的確・迅速に行うため、都内の大学や研究機関における、危機管理に関する人材や情報を把握するとともに、人的・物的なネットワークや協力関係の構築に努める。

　また、テロ対策の専門家や関係機関との連携により、テロの動向や対策に関する情報収集に努める。

（８）医療機関等との連携

○　都は、大規模なテロ等の発生時に迅速かつ的確に医療の提供を行うため、災害拠点病院などのＮＢＣ攻撃による被災者への対応が可能な医療機関の把握、ＮＢＣの専門知識を有する医療関係者に関する情報収集等に努める。

○　都は、武力攻撃事態等において、保健医療福祉活動に従事する者の派遣調整及び保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理、分析等、保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備に努める。

（９）　テロ等対策に関する関係機関等の連携協力

①　「テロ対策東京パートナーシップ推進会議」(*) による連携体制

○　都は、「テロを許さない社会づくり」をスローガンとする「テロ対策東京パートナーシップ推進会議（平成 20 年 11 月発足）」を活用し、警視庁を始め、関係行政機関、民間事業者と連携して、テロに対する危機意識の共有や大規模テロ発生時における協働対処体制の整備等に取り組む。

②　大規模集客施設等に係る連携体制の構築等

○　都は、都、区市町村、警視庁、東京消防庁、陸上自衛隊第一師団、第三管区海上保安本部、民間事業者の業界団体、都関連施設等から成る「テロ等の危機に関する事業者連絡会（平成 18 年９月設置）」を通じて、大規模集客施設等におけるテロ等の発生に備えた危機管理の強化や危機情報の共有等を図る。

○　都は、テロ等が発生した場合に迅速に初動対応を行うため、施設管理者と協議の上、施設の実態に応じて、都、施設管理者、警察・消防等関係機関等の緊急連絡体制を整備する。

○　都は、テロ等の発生に応じて、現地で活動する機関とともに設置する「現地連絡調整所」（現地における情報の共有、連携の確保等を目的とする）の具体的な運営について関係機関と協議するなど、連携協力のための体制づくりを進める。

③　民間のライフライン等施設及び大規模集客施設の危機管理の強化等

○　都は、警視庁、東京消防庁又は消防本部、海上保安庁等の関係機関と協力し、ライフライン等施設や大規模集客施設の管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に対して、必要な指導、助言を行う。

　この場合、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導などの初動対応を重視する。

○　都は、警視庁、東京消防庁、海上保安庁等の関係機関と協力し、民間のライフライン施設や大規模集客施設等の施設管理者に対して、適切な警戒対応と発生時における迅速・的確な対処を確保する観点から、テロ等への対処マニュアルの整備を要請する。

　なお、区市町村においても、関係機関と協力し、都と連携の上、同マニュ

(*) 警視庁や都などの関係行政機関やライフライン、公共交通機関、大規模集客施設などの民間事業者で構成され、平素から会議や研修会、情報ネットワーク等を通じて情報を共有し、官民一体となってテロ対策を推進している。

アルの整備を要請するものとする。

○　都は、国内外の状況を踏まえ、大規模集客施設等の管理者に対して、テロ等の発生に備えた警戒対応の強化を要請する。

具体的な警戒対応策としては、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察等への定期的巡回依頼と連絡体制の確保、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発など、施設の種別等に応じた予防対策を講ずることとする。

④　不特定多数の人々への情報伝達

○　都は、大規模集客施設や繁華街等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるように、放送事業者や電気通信事業者等に協力を依頼するなどして、多様な情報伝達手段の確保に努める。

第２節　避難に関する備え

○　国の対策本部長から避難措置の指示を受けて、迅速かつ的確に避難の指示を行うことができるように、必要な情報を収集・管理するとともに、避難施設の指定、輸送力の把握等を行う。

○　また、区市町村が行う避難誘導のための備え、超高層ビルや大規模集客施設等の管理者が行う避難誘導のための備えを支援する。

１　避難に関する基礎的情報の収集・管理

○　都は、迅速に避難の指示を行えるように、都内の地図、道路網、避難施設（*）など、基礎的資料を収集し、速やかに使用できるように管理する。

【参考資料７】平素から収集・管理すべき資料≪避難に関する基礎的情報≫

２　避難施設の指定

（１）指定の考え方

○　都は、国民保護法施行令で定める基準に基づき、国が定める避難施設の確保に係る基本的な方針及び区域の人口、避難のしやすさ、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、区市町村の協力を得て避難施設を指定する。（**）

○　指定に当たっては、都及び区市町村の施設を優先的に指定する。

○　緊急一時避難施設（（２）参照）については、地域の実情も踏まえ、民間施設の管理者等の協力も得ながら、できるだけ多くの施設を指定する。

≪指定上の配慮事項≫

国民保護法施行令で定めるもののほか、次の事項に配慮し、指定する。

①　緊急一時避難施設として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設（地下駅舎、地下街、地下道等）を指定する。

②　事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、

（*）武力攻撃事態等において、住民を避難させ、又は避難住民の救援を行うため、知事があらかじめ指定した施設

（**）区市町村が防災計画に基づき選定している「一時集合場所」は、武力攻撃事態等においても住民が集団で避難する場合の一時的な集合場所として活用するものとする。ただし、避難施設としての指定は行わない。

それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努める。

③　地域住民だけではなく、オフィス街や繁華街などにいる人々が、緊急に避難しなければならない状況も生じることを考慮し、指定する。

（２）避難施設の区分

○　国民保護法に基づき知事が指定する避難施設は、次のように区分する。

施設区分		定義等
屋内避難施設		避難所及び緊急一時避難施設
	避難所 （※）	避難住民等を収容するもの 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅の設置が可能（賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げも可能）
	緊急一時避難施設	爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用するコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設
屋外避難施設		長期に避難を要する事態における長期避難住宅及び応急仮設住宅の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的とした避難施設

「避難施設の指定状況」（内閣官房資料）を基に作成

※　都が指定している施設には、災害対策基本法における福祉避難所も含む。

（３）指定手続

○　都は、避難施設を指定する場合には、文書等により施設管理者の同意を得なければならない。

また、避難施設に指定したとき及び指定を解除したときは、施設管理者に対し文書等により通知する。

（４）避難施設のデータ管理

○　都は、避難施設の指定後は、国の定める項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化(*)を図るため、避難施設の情報を定期的に国

(*) 内閣官房国民保護ポータルサイト
https://www.kokuminhogo.go.jp/hinan/index.html

へ報告する。

○　避難施設は、上記（２）の区分に加え、避難施設として利用可能な時間や具体的な場所等も含めて把握する。(*)

（５）区市町村及び住民に対する情報提供

○　都は、区市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設に関する情報を区市町村に提供する。

○　また、住民に対しても、区市町村等の協力を得ながら、避難施設の名称、住所等迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

（６）避難施設の廃止・用途変更等

○　都は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の 10 分の１以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、都に届け出るよう周知する。

３　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

（１）運送事業者の輸送力の把握

○　都は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認、運送事業者や関東運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力を把握する。

（２）輸送施設に関する情報の把握

○　都は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、関東運輸局等の協力を得て、避難住民及び救援に必要な物資や資材（以下「緊急物資」という。）の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報を把握する。

【参考資料７】平素から収集・管理すべき資料≪輸送力・輸送施設について把握しておくべき情報≫

（３）運送経路の把握

(*)　東京都防災ホームページ
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000063/1022489.html
（弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について＞国民保護法で規定された避難施設＞東京都避難施設一覧）

○　都は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

（４）避難住民等の運送体制の整備

○　都は、運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関等関係機関と協議の上、災害対策に準じて、避難住民の運送を実施する体制を整備する。

４　交通の確保に関する体制等の整備

（１）武力攻撃事態等における交通規制計画

○　警視庁は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画を策定する。

（２）交通管理体制の整備

○　警視庁は、武力攻撃事態に備えた広域的な交通管理体制の整備を図る。

（３）緊急通行車両に係る確認手続

○　都及び警視庁は、武力攻撃事態等において知事又は都公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、確認制度の整備を図る。

（４）道路管理者との連携

○　警視庁は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

５　大規模集客施設等における避難の円滑化

○　都及び東京消防庁は、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、施設管理者等に対して、武力攻撃事態等の観点を含めて、危機管理・自主防災などの備えの見直し、強化を要請するとともに、必要に応じて指導、助言を行う。

　また、施設管理者等に対して、避難等の訓練への参加を促す。

○　都は、平素から、区市町村と大規模集客施設の管理者との間で連携が確保できるような体制づくりに協力する。

○　都は、大規模集客施設や繁華街等を往来する人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるように、放送事業者や電気通信事業者等に協力を依頼するなどして、多様な手段を活用した情報伝達の仕組みを検討する。

○　都は、区市町村が、大規模集客施設や繁華街等を往来する人々への情報伝達を速やかに行えるように、防災行政無線や広報車両その他の方法による情報伝達体制の強化に協力する。

６　超高層ビルや大規模オフィス等における避難の円滑化等

○　都及び東京消防庁は、事業所やビル単位、特に超高層ビルや大規模オフィスにおける避難が円滑に行われるように、施設管理者等に対して、武力攻撃事態等の観点を含めて、危機管理・自主防災などの備えを見直し、強化を要請するとともに、必要に応じて指導、助言を行う。

また、施設管理者等に対して避難等の訓練への参加を促す。

○　都は、オフィス街の事業者が一体となって行う防災等の取組(*)に対して、武力攻撃事態等の観点も含めた取組となるよう働き掛けを行うとともに、新たな地域での取組拡大を促す。

○　都は、大規模オフィスや超高層ビルの施設管理者等に対して、突発的に事態が発生し、施設外にいる人々が緊急的に屋内に避難せざるを得ない場合に、速やかに受け入れ、誘導等の対応ができるよう、協力関係を確保する。

７　区市町村に対する支援・協力

○　都は、区市町村が避難に関して行う平素からの備えに対して、次のような支援・協力を行うものとする。

- 都が保有する避難に関する基礎的情報、避難施設、運送事業者の輸送力・輸送施設等に関する情報等の共有化
- 区市町村があらかじめ準備する「避難実施要領」のパターン例の作成支援
- 区市町村と大規模集客施設等の施設管理者との連携体制づくり

○　東京消防庁は、「避難実施要領」のパターン例作成に協力するなど、区市町村による避難誘導体制の整備に支援・協力するとともに、必要な車両等を整備する。

警視庁は、避難経路の選定等について必要な助言を行う。

(*) 例えば大手町、丸の内、有楽町、内幸町地区の「東京駅周辺防災隣組（東京駅･有楽町駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会)」

８　島しょ地域における全島避難

○　全島避難を的確に行うため、特に、次の点に関する備えを行う。

（１）情報収集体制の整備

○　都は、武力攻撃災害により、通信中継所の破壊等が行われた場合の通信の途絶を補完できる通信体制を整備する。

○　警視庁は、島しょ地域においても、ヘリコプターテレビ電送システムなど、その保有する手段を活用した情報収集・連絡体制を確保するよう努める。

（２）基礎的資料の収集・整備

○　島しょ地域においては、特に次の資料を整備する。
- 都内及び近隣県の主要な港湾施設に関する資料
- 全島避難時に使用する船舶等の運送能力に関する資料

（３）警報及び避難の指示等の伝達に必要な準備

○　都は、漁業従事者に対する警報及び避難の指示等の伝達が確実に行われるように、各町村と漁業協同組合間で漁業無線を有効に活用する体制づくりを促すとともに、第三管区海上保安本部との連携体制を確保する。

（４）「全島避難に関する方針」のモデルの作成

○　都は、全島避難を指示する段階で作成する「全島避難に関する方針」のモデルをあらかじめ作成するものとする。

第３節　救援に関する備え

○　平素から、救援措置に関して必要な情報を収集・管理するとともに、救援に必要な物資や資材について、災害対策の備蓄等を活用しつつ、確保・運送するための体制を整備する。

○　避難所における救援を円滑に行うため、避難所支援本部、救援センターに関する体制を整備する。

１　救援に関する基礎的情報の収集・管理

○　都は、迅速かつ的確に救援に関する措置を行えるように、都内における収容施設、関係医療機関等のデータ、備蓄物資のリストなど、次に掲げる基礎的な資料を収集し、速やかに利用できるように管理する。

【参考資料７】平素から収集・管理すべき資料≪救援に関する基礎的情報≫

２　物資・資材の備蓄

（１）備蓄・整備する物資・資材

①　防災用備蓄の活用

○　国民保護措置のために必要な物資や資材については、原則として、防災のための備蓄と相互に兼ねるものとし、その備蓄を保管する場所において適切に管理する。

②　国民保護のために新たに備蓄又は調達する物資・資材

○　都は、国民保護措置において新たに必要となる物資・資材については、国全体としての対応を踏まえながら、新たに備蓄又は調達を検討する。(*)

○　都は、特にＮＢＣ災害時に現地連絡調整所(**)で活動する職員のために必要となる資材等について、新たに備蓄又は調達を検討する。

(*) **■国の基本的な考え方**
国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。
また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

(**) 32 ページ「（８）現地連絡調整所の設置」参照

（２）国・区市町村との連携

○　都は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、国、区市町村その他関係機関と連携する。

○　都は、災害対策と同様に、区市町村による備蓄等分と併せて、全体として必要な物資・資材を確保する。

３　物資・資材の運送体制の整備

○　都は、避難住民の運送と併せて、救援のための物資・資材の運送を実施する体制を整備する。

運送体制は、おおむね別紙 28 のとおりとし、具体的な運用は、運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関等と協議する。

【別紙 28】物資・資材の運送体制

○　また、物資・資材の運送の拠点として、災害対策における次の場所を活用する。

- 広域輸送基地…　他府県等からの救援のための物資・資材の受入、一時保管、地域内輸送拠点への積替・配分等の拠点
- 地域内輸送拠点…　区市町村の地域における物資・資材の受入、配分、避難所への運送等の拠点

４　避難所における救援の実施のための体制整備

（１）救援センターの運営マニュアルの整備

○　都は、区市町村が運営する避難所において、避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」の運営マニュアルを整備する際の指針とするため、既存の避難所運営に関する指針の修正を検討する。

○　都が運営する避難所の管理者は、区市町村向けに作成した指針を踏まえて、救援センターの運営マニュアルを整備する。

（２）「避難所支援本部」の設置準備

○　都は、複数の区市町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置される場合に備え、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するための総合調整等を行う避難所支援本部に関して、あらかじめ必要な事項等を定めておく。

５　被災者の救出・救助拠点の整備

○　都は、災害対策において整備されている次の被災者の救出・救助のための拠点について、国民保護においても活用できるよう、施設管理者、医療機関等と調整する。

・　自衛隊、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース
・　迅速な救出・救助、消防活動、更に物資運送等に資するためのヘリコプターの緊急離着陸場

第４節　武力攻撃災害の最小化に関する備え

○　武力攻撃事態等において、生活関連等施設の安全を確保するため、平素から必要な情報を収集・管理する。

○　また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための取組を促進する。

１　武力攻撃災害の最小化に関する基礎的情報の収集・管理

○　都は、武力攻撃事態等における安全を確保するため、生活関連等施設について、所在地や施設の概要など必要な情報を収集し、速やかにその情報を利用できるように管理する。

○　都は、警視庁、東京消防庁及び東京海上保安部等（東京海上保安部、横浜海上保安部、下田海上保安部、小笠原海上保安署をいう。）に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

≪収集項目≫

○　都は、その区域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき、以下に掲げる項目について情報を収集する。

・施設の種類	・名称	・所在地	・管理者名
・連絡先	・危険物質等の内容物		・施設の規模

【別紙 22】生活関連等施設の種類等及び所管省庁

２　生活関連等施設の管理者による安全確保体制の強化

（１）施設管理者との連絡網の整備

○　都は、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じて、都及び関係機関と生活関連等施設の管理者との連絡網を整備する。

（２）施設管理者に対する安全確保の留意点の通知

○　知事は、生活関連等施設の管理者に対して、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとにその専門的知見に基づき定めた「生

活関連等施設の安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）」(*) を通知し、管理者の主体的な安全確保を促す。

また、警視庁及び東京海上保安部等と協力し、管理者に対して、従業員への施設の安全確保の留意点の周知を指導する。

（３）施設管理者に対する要請

○　都は、生活関連等施設の管理者に対し、「安全確保の留意点」を踏まえ、既存のマニュアル等を活用し、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

（４）都が管理する生活関連等施設の安全確保

○　都は、各局で整備する危機管理に関するマニュアルに基づき、「安全確保の留意点」を踏まえつつ、自ら管理する生活関連等施設の安全確保を図る。

（５）警視庁による助言

○　警視庁は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

（６）警戒対応

○　都は、国内外の状況を踏まえ、生活関連等施設及び危険物質等を有する施設の管理者に対して、テロ等の発生に備えた警戒対応の強化を要請するとともに、自ら管理する施設の警戒対応を強化する。

３　都が管理するその他の施設の安全確保

（１）施設及び設備の整備・点検

○　都は、自ら管理する公共施設、公共交通機関等について、各局が定める危機管理に関するマニュアル等に基づき、また生活関連等施設における「安全確保の留意点」を参考としつつ、その管理する施設及び設備を整備、点検する。

(*)「生活関連等施設の安全確保の留意点」の一部変更について（令和７年３月 31 日付内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付事務連絡）

（２）警戒対応

○　都は、国内外の状況を踏まえ、警戒のための措置を行う。

○　テロ等の発生に備えた警戒等の予防対策としては、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察等への定期的巡回依頼と連絡体制の確保、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発など、施設の種別等に応じた予防対策を講ずることとする。(*)

４　事態類型及び事態例に応じた留意事項

○　都は、平素から、国内外の核燃料物質の輸送等に関する事件、核物資を用いたテロ等に関する情報を収集、分析し、危機管理体制の強化に努める。
　また、平常時の放射線監視を通じて異常の早期発見に努める。

○　都は、核による災害が起きた場合は、周辺住民等が過度に不安を抱くおそれがあるため、放射線測定の結果や放射線による身体への影響等について、分かりやすく情報提供できるよう、平素から情報を整理しておく。

○　サリン等、化学テロに使用される可能性が高いと考えられる物質について、発見等に関する情報を入手したときは、警察官、海上保安官、消防吏員等に通報するとともに、必要な警戒対応を検討する。
　都各部局及び総務局総合防災部においても、区市町村及び関係機関等と情報共有を図る。

○　生物剤による攻撃にあっては、都の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、都健康安全研究センター等の機関は、近接する県との間で緊密な情報の共有を図るための連絡体制を整備する。
　また、使用される可能性の高い病原体について、感染症や感染予防に関する知識の普及・啓発を図る。

○　関係機関等は、ＮＢＣ攻撃等による災害発生時の原因物質や汚染範囲の特定等及び活動する職員の安全を図るため、各種測定資器材や防護衣等を整備・更新する。

(*)「公共交通機関等におけるテロ対策の強化について」（平成 16 年４月 27 日付国土交通省大臣官房危機管理室通知）ほか関係省庁から示されているテロ対策関係の諸通知に留意する。

第５節　要配慮者への支援に関する備え(*)

○　要配慮者が、正しい情報や支援を得て、適切に避難等の行動がとれるように、災害対策における要配慮者対策に準じて、国民保護措置を行うために必要な体制や仕組みを確保する。

１　災害対策における仕組みの活用等

○　都は、要配慮者対策に係る指針などについて、国民保護の観点も含めて、必要に応じ見直しを行う。

○　都は、「外国人災害時情報センター(**)」「防災（語学）ボランティア(***)」など、外国人への情報提供体制について、国民保護の観点も含めて見直すなど、必要に応じた体制を確保する。

○　東京消防庁は、地域が一体となって高齢者及び障害者の安全を確保するための地域協力体制づくりについて、国民保護の観点も含めて推進する。

２　区市町村における体制整備の支援

○　都は、国民保護の観点も含め区市町村が行う、「要配慮者の把握」「要配慮者への情報提供体制の整備」「地域やボランティアによる支援体制づくり」などの要配慮者支援対策の推進を支援する。

３　都・区市町村の連携の確保

○　都は、避難時に速やかに要配慮者対策統括部を設置し、区市町村の要配慮者対策班と連携して、迅速に要配慮者の支援ができるような体制整備を進める。

○　都は、国民保護に関する訓練を行うに当たって、要配慮者の避難や救援等の訓練を含めるなど、区市町村と連携して、迅速かつ的確に要配慮者を支援できるよう努める。

(*) 要配慮者とは、発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者をいい、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定している。

(**) 外国人が必要とする情報の収集・提供をはじめ、区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援や防災（語学）ボランティアの避難所等への派遣を行う。

(***) 大規模な災害発生時に語学力を活用し、被災外国人等を支援する。

第６節　普及・啓発

○　住民等が、国民保護に関する措置の重要性について理解を深めるとともに、武力攻撃事態等において適切に行動できるよう、多様な機会を活用し、普及・啓発に努める。

１　普及・啓発の方法

○　都は、国や区市町村と連携協力し、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用するとともに、講演会、研修会等様々な機会を通じて、国民保護措置の重要性や内容、協力の趣旨等について継続的に普及・啓発を行う。

その場合、住民等が避難の具体的なイメージを持てるように、避難方法のモデルを示すなど効果的な方法を用いるものとする。

○　高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど対象者の実情に応じた方法により普及・啓発を行う。

○　都は、区市町村と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受入れなどの協力について、事業所の理解を得るよう努める。

○　都は、防災に関する普及・啓発とも連携し、地域住民への普及・啓発を行う。

○　東京消防庁は、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織等と連携し、地域住民へ応急救護、避難等の普及・啓発を行う。

２　住民等がとるべき行動等に関する啓発

（１）都民・事業者等用パンフレット・動画の活用

○　都は、区市町村と協力し、都民や事業者、学校等の施設管理者が、武力攻撃事態等において、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報伝達や避難の指示等に基づく適切な避難行動や避難誘導等が行えるよう作成したパンフレットや動画を活用し、周知する。

（２）武力攻撃災害の兆候に関する通報等

○　都は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の区市町村長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

○　都は、テロ等に関する不審者や不審物を発見した場合、速やかに警察等に通報するように、住民等に対する普及・啓発を図る。

○　都は、テロ等に対する警戒や発生時の対処に当たり、生活上の不便や制約等が生じる場合もあることを踏まえ、そのような場合の住民の協力について理解が得られるように、平素から機会を捉え普及・啓発に努める。

（３）運転者のとるべき措置の周知徹底

○　警視庁は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

３　学校における教育

○　都教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童・生徒の安全の確保及び災害対応能力育成のため、都立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行うものとする。

○　都は、区市町村立学校や私立学校においても、同様の教育が行われるように求める。

４　赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

○　都は、国、日本赤十字社東京都支部及びその他関係機関と協力し、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努める。

５　都民・事業者の皆様に行っていただきたい平素からの備え

（１）警報が発令されたときの行動及び避難行動の理解

○　日頃から、武力攻撃事態や大規模テロ等（緊急対処事態）に遭遇した場合にとるべき行動について、知っていただくことが重要である。

（２）備蓄

○　地震などの災害に対する日頃からの備えとして実践している、避難用の非常持ち出し品や数日間を自足するための備蓄品は、武力攻撃事態等における避難時においても役立つものであると考えられる。

（３）訓練への参加

○　上記（１）の避難行動等の理解を深めるためにも、都民・事業者の皆様にも訓練に参加いただくことが重要である。

≪弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について≫

Ｊアラート（全国瞬時警報システム）により弾道ミサイル発射情報が発令されたら

【逃げる】
屋外にいる場合、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中や、地下に避難する。

【離れる】
屋内にいる場合、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。

【隠れる】
屋外にいる場合で、近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。

※　東京都防災ホームページ：弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000063/1022489.html

≪警報が発令された場合に直ちにとっていただきたい行動（例）≫

○　屋内にいる場合
- ドアや窓を全部閉める。
- ガス、水道、換気扇を止める。
- ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。

○　屋外にいる場合
- 近隣の堅ろうな建物や地下街など屋内に避難する。

≪武力攻撃の類型などに応じた避難などの留意点≫

○　弾道ミサイルによる攻撃の場合

・　攻撃当初は屋内に避難し、その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。屋内の避難に当たっては、近隣の堅ろうな建物や地下街などに避難する。

○　ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

・　突発的に被害が発生することも考えられるため、攻撃当初は一旦屋内に避難し、その後状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

○　航空攻撃の場合

・　攻撃の目的地を特定せずに、屋内への避難が広範囲にわたって指示されることが考えられる。屋内への避難に当たっては、近隣の堅ろうな建物や地下街などに避難する。その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

○　着上陸侵攻の場合

・　攻撃が予測された時点において、あらかじめ避難することも想定される。

・　避難が必要な地域が広範囲にわたり遠方への避難が必要となるとともに、避難の期間が長期間にわたることも想定される。避難の経路や手段などについて行政機関からの指示に従い適切に避難する。

○　ＮＢＣ攻撃の場合

・　武力攻撃やテロの手段としてＮＢＣ（核物質、生物剤、化学剤）が用いられた場合には、特別な対応が必要となることから、情報収集に努めるとともに、行政機関からの指示に従って行動することが重要である。

※　内閣官房国民保護ポータルサイト：武力攻撃やテロなどから身を守るために
https://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryou/hogo_manual.html

第７節　他県の避難住民等の受入れに関する備え

○　住民等が、国民保護に関する措置の重要性について理解を深めるとともに、武力攻撃事態等において適切に行動できるよう、多様な機会を活用し、普及・啓発に努める。

・　都は、近隣県等との相互応援協定の見直し、又は新たな協定の締結に当たっては、避難誘導時の車両の使用や避難住民の受入れ、救援に関する職員の協力の在り方等について検討し、協定に反映するよう努める。

・　都は、避難住民の受入れを円滑に行うため、受入地域の区市町村との役割分担等について、検討・整理する。

・　都は、救援措置を円滑に行うため、受け入れた市町村職員の協力の在り方等について、検討・整理する。

・　都は、要避難地域の道府県・市町村、受入地域の区市町村との安否情報の収集・提供、安否情報の共有の在り方等について、検討・整理する。